

「イシネ事務機」^{ごとうこうせんしょ}「後藤鋤泉所」が、国の登録有形文化財（建造物）へ

令和7年3月21日（金）、国の文化審議会（会長 ^{しまたにひろゆき} 島谷弘幸）は、文部科学大臣に対し、次の文化財を文化財保護法第57条の規定に基づき文化財登録原簿に登録するよう、答申を行う予定です。

1 答申予定の文化財建造物

- ・ イシネ事務機社屋（旧尾道警察署庁舎）（尾道市古浜町）
- ・ 後藤鋤泉所店舗兼工場（尾道市向島町）

2 文化財の概要

名 称	建設年代等	構造、形式及び大きさ	登録基準
イシネ事務機社屋 （旧尾道警察署庁舎）	明治40年／昭和30年移築、同53年改修	木造二階建、瓦葺 建築面積248㎡	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
特 徴 な ど			
かつて、市街地中央部に位置した、尾道警察署庁舎を移築し、事務所として転用した建物。 木造2階建て寄棟造り棧瓦葺きで外壁に縦長の上げ下げ窓を配す。洋風の外観が警察署庁舎の面影を留め、地域の歴史を伝える貴重な遺構。			



イシネ事務機社屋（旧尾道警察署庁舎）（左：北側外観、右：内部トラス架構）

名 称	建設年代等	構造、形式及び大きさ	登録基準
後藤鋤泉所店舗兼工場	大正 15 年／昭和 10 年・同 27 年増築、同 31 年改修	木造二階一部平屋建、瓦葺一部鉄板葺、建築面積 321 m ²	一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
特 徴 な ど			
向島にあるラムネなどの飲料製造販売所。敷地西側は工場及び倉庫を配し、東側は通りに面して店舗を増築し、全体に複雑な屋根構成とする。工場に製造機器を残すなど、町の賑わいを伝える店舗兼工場。			



後藤鋤泉所店舗兼工場（左：北東外観、右：工場内）

3 今後の予定

答申の 3～6 か月後に、登録原簿に登録予定。

登録有形文化財（建造物）とは

建築後 50 年を経過した歴史的建造物のうち、一定の評価を得たものを文化財として登録するもので、届出制という緩やかな規制を通じて保存が図られ、活用が促されています。

<登録基準>

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

官報告示後

国指定文化財			県指定文化財			合計
種別(種類)		件数	種別(種類)		件数	
国宝	建造物	7				7
	絵画	2				2
	工芸品	16				16
	書跡・典籍・古文書	1				1
	小計	26				26
重要文化財	建造物	59	重要文化財	建造物	45	104
	絵画	11		絵画	52	63
	彫刻	43		彫刻	94	137
	工芸品	61		工芸品	55	116
	書跡・典籍・古文書	20		書跡・典籍・古文書	51	71
	考古資料	5		考古資料	18	23
	歴史資料	5		歴史資料	4	9
	小計	204		小計	319	523
重要無形文化財		0	無形文化財		2	2
重要有形民俗文化財		7	有形民俗文化財		5	12
重要無形民俗文化財		4	無形民俗文化財		67	71
記念物	特別史跡・特別名勝	1	記念物			1
	特別史跡	1				1
	特別名勝	1				1
	特別天然記念物	2				2
	史跡	29		史跡	125	154
	名勝	7		名勝	6	13
	天然記念物	15		天然記念物	114	129
	小計	56		名勝天然記念物	1	1
				小計	246	302
重要伝統的建造物群		4				4
合計		301	合計		639	940

国 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財		11
国 選定保存技術		2
国 登録文化財	登録有形文化財(建造物)	313 (+2)
	登録有形民俗文化財	1
	登録記念物	3

※1 網かけ部分が、今回登録が答申される文化財に関係する部分である。

※2 件数は、今回登録の答申後、告示がなされた後のものである。()は変更件数。